

白老町町内会連合会の「協働のまちづくり」のベース

5 自治基本条例

平成19年に自治基本条例が施行され、町民の行動について次のよう記載されています。

第4章

(町民の役割と基本姿勢)

- 第12条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。
- 2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。
 - 3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。

(町民の権利)

- 第13条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。

(町民活動)

- 第14条 町民は、自ら行う町民活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。
- 2 町民は、前項の規定に基づき組織された町民活動団体の役割と活動を尊重します。
 - 3 町は、学習機会の提供等により、町民活動団体の支援に努めます。

6 第5次白老町総合計画

平成24年に作成された第5次白老町総合計画に町民活動に関して次のように示されています。

| | |
|--------------|---|
| まちの将来像 | みんなの心つながる 笑顔と安心のまち |
| 基本方針 | 人と人との理解と信頼による協働のまち |
| 重点プラン | <ul style="list-style-type: none">◎ 協働する意識や意欲をもった人づくり◎ 町民が活動しやすい環境づくり◎ 町民と行政が情報を共有する環境づくり◎ 町民に信頼される役場づくり |
| 協働のまちづくり基本事業 | <ul style="list-style-type: none">◎ 町民参加の促進 町民が主体的に参加する協働意識の向上◎ 地域活動の推進 町内会や団体活動の活発化を図り人と人のつながりや信頼関係を大切にする地域づくり◎ 広報公聴活動の充実 町民の意見を町政に反映できるよう充実を図る◎ 開かれた行政の推進 町政情報の適正な提供に努める |